

「先進医療」に関するお知らせ

（「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等の先進医療からの削除（見込）について）

今般、2020年度の診療報酬改定に向けて、厚生労働省で「先進医療」の見直しが行われました。

その中で、**「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」および「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」（以下「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等）**について、**2020年4月1日より、「先進医療」から削除される見込みです。**（最終的な決定は2020年3月の厚生労働省告示をもってなされる予定です。）

当社の「先進医療給付金」は、**療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める「先進医療」であることを支払事由**としております。そのため、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等が「先進医療」から削除された場合、**ご契約日に関わらず、2020年4月1日以降に受ける「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等は、「先進医療給付金」・「先進医療サポート給付金」のお支払対象外**となりますので、ご注意ください。

＜対象となる特約＞

- ・先進医療特約 2011
- ・先進医療サポート特約 2014
- ・先進医療サポート特約 016
- ・終身先進医療特約（引受基準緩和型終身医療保険用）
- ・引受基準緩和型先進医療特約 016

「先進医療」の対象となる医療技術やその適応症、実施している病院等の最新情報については、厚生労働省のホームページにて一覧をご確認ください。当社ホームページ「先進医療給付金・先進医療サポート給付金とは」

（以下URL）からもご覧いただけます。

https://www.taiju-life.co.jp/life_assured/payment/showcase/senshiniryo.htm

以上